

通信プラットフォーム研究会 第6回 議事要旨

- 1 日 時 平成 20 年 8 月 7 日（木）16:00～18:00
- 2 場 所 総務省 8 階第 1 特別会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員（五十音順、敬称略）
相田仁（座長）、会津泉、太田清久、岡村久道、河村真紀子、北俊一、後藤幹雄、佐藤治正（座長代理）、津坂徹郎、野原佐和子、藤原まり子、舟田正之、森川博之、柳川範之
 - ・ オブザーバ
株式会社 ACCESS、イー・モバイル株式会社、株式会社インデックス、株式会社ウィルコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、グーグル株式会社、KDDI 株式会社、株式会社ジェーシービー、情報通信ネットワーク産業協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人テレコムサービス協会 MVNO 協議会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、東日本旅客鉄道株式会社、マイクロソフト株式会社、モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局、ヤフー株式会社
 - ・ 総務省
桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、谷脇情報通信政策課長、淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、田原電気通信技術システム課長、高地事業政策課企画官、松田事業政策課課長補佐
- 4 議事内容
 - 開会
 - 議事
- 5 主な議論
 - (1) 通信プラットフォーム研究会におけるこれまでの議論（概要）（資料 6-2）について
 - (2) 通信プラットフォーム研究会における検討の方向性（第一次案）（資料 6-3）について
 - ※ 事務局から両案件について、配付資料に基づき説明を行った。
 - (3) 自由討議
 - （資料 6-3 について）ID に関して、P9 で述べられているように、各個人が自らの意思で支配・管理できることが非常に重要である。そのための社会的ルールとして、今後検討が必要な点が 3 点あると考える。
1 点目は、オプトイン方式か、オプトアウト方式かという問題がある。例えば、弊社では、OS のエラー情報を弊社サーバに送信するに当たっては、必ずユーザに事前に目的を説明して承諾を得るオプトイン方式を採用している。一方、最近日本でも始まった他社サービスでは、問題があるものは事後対応するというオプトアウト方式が取られている。インターネット上のサ

ービスでは、多くのユーザは約款等を読んでいないため、初期設定の状態が極めて重要であり、どうあるべきか一意に決まるものではないが、直感に反することがないようにするべき。

2点目は、事前規制か事後の問題解決かという点である。個人情報の利用には様々な脅威が想定されるが、問題が起こってから手当てするのか、問題が合理的に予期できる場合は先回りして検討するかは非常に重要な点である。

3点目は、行政主導で決めていくのが良いのか、民衆で決めていくのが良いのかという問題がある。例えば、EUは非常にプライバシーに厳しいルール化がなされているが、米国ではクラスアクションや消費者団体の積極的な活動により民衆の手続きで事業者の規律が維持されている。一方、日本はセキュリティに関して欧米より認識が甘い部分があると考えており、このまま世界に出ていくのはリスクがある。(オブザーバ)

- 資料6-3では、プラットフォームの連携強化によるポジティブな効果が強調されているが、連携強化によって生じる問題について議論を深めておくべきではないか。例えば、金融プレーヤーの通信プラットフォームへの参入を想定すると、通信の公正競争ルールと金融の公正競争ルールは異なるため、従来とは異なるルールの適用の在り方が必要となるのではないか。また、ID情報が流出した場合の被害は、連携強化が進展するほど大きくなりかねない。IDに付随して個人情報流出した場合、国際的な組織犯罪等アンダーグラウンドな部分に当該情報が流れてしまうと、非常に大きな被害となる。事故が起きないという前提に立つのではなく、起きた際の対応策や再発防止策についての検討が必要。

全国的な事業者の連携強化だけでなく、欧米のように利用者団体を含めた議論を行うことや、地域限定の事業者や非営利団体によるID情報の活用に向けた検討も必要。(構成員)

- プラットフォームの連携強化の必要性は分かるが、重要なのはどうすれば連携強化がうまく進むかという点であり、連携のさせ方について細かく見ていく必要がある。資料6-3に書かれているような連携強化の効果が生じるかどうかについて、ネットワーク外部性や規模の経済による寡占化の可能性、他産業とのつながりがもたらす影響、プラットフォームレイヤーが上下のコンテンツ・アプリケーションレイヤー及び通信レイヤーに与える影響、といった観点からの検討が必要。(構成員)

- 議論の参考となる事例が必要ではないか。プラットフォームの連携強化が市場の活性化やプレーヤーの増加につながるかという点について、参考になる過去の事例を参照したい。(構成員)

- ID情報流出の危険性について、IDが情報として何を持っているかを厳密に考えて議論する必要がある。IDが単に端末のユニーク性の識別に利用されているだけの場合と、IDが個人情報を含んで認証まで利用されている

場合とでは、流出したときの危険性は異なる。プラットフォームの連携と個人情報管理の問題は分けて考えるべき。(オブザーバ)

← IDが個人情報にあたるのか、端末のユニーク性を識別するに過ぎないものかという点については、国際的な議論では、90年代末の段階で、単に端末のユニーク性を識別するだけのものであっても、サイトを越えて同じIDが流通することプライバシー上問題があるというのが通念となったと理解している。(オブザーバ)

- ID情報の連携については、デフォルトを完全に閉じた状態とし、自覚的に分かるユーザだけが自らのIDをオープンにするという形で連携を始めていくべき。個人情報管理がしっかりとできるという保証はない。事業者にとっての公正競争だけでなく、消費者から見た公正な競争が行われるためには、仕組みや危険性についてのあらゆる情報をわかりやすく理解できることが重要。(構成員)
- プラットフォームは認証・課金機能を中心に構築されているものであり、IDポータビリティは複数の認証基盤が連携するというものなので、IDには個人の識別性があることを前提に議論する必要がある。また、1人が1つのIDだけを用いていると漏えいの際に大きなトラブルとなるため、ユーザに捨て去る権利が保証されているべき。(構成員)
- ID情報の危険性について、技術革新の成果によってセキュリティが現在のどの程度可能となっているのかという現状を具体的に把握しないと、議論が進まないのではないかと。(構成員)
← 現在さまざまな認証の仕組みが登場してきており、ご指摘のとおり一度整理してみることは必要だと考えるため、次回に向けて準備させていただく。(事務局)
- 個人情報保護の問題に注力することは、事業者にとってもマイナスではない。日本において今後登場する技術が外国でも通用するものとなれば、日本の国際競争力向上に資するものとなる。(オブザーバ)
- ID情報がポータブルになると、例えば携帯電話端末の盗難・紛失などの際して、ユーザの利益を保護できることが重要。(構成員)
- 異なる認証基盤のインターフェースを統合的にするに当たっては、事業者間では自社のビジネスベースでの議論が中心とならざるを得ないため、社会的意義を踏まえた公的な視点からの議論も必要ではないかと。(オブザーバ)
- IDや個人情報の管理の議論を進めていくと、公的な1か所に集約して管理すべきという議論になりがちだが、それは避けるべき。また、IDを使用するすべてのサービスが個人情報を必要とするわけではないので、IDと個

人情報をひとくくりにした議論は避けるべき。(オブザーバ)

- ID 認証については、サービスの実態に即した議論が必要。サービスによっては認証の際にその ID が存在しているか、というように非常に限られた情報しか用いないものもある。抽象的なリスクを議論するのではなく、個別具体的に整理して議論すべき。(オブザーバ)
- 映画や音楽、書籍といったコンテンツはデジタル化されたことで、ID によって決済可能となってきた。また、e コマースでも ID によって決済可能になってきている。しかしながら、ID を提供する企業は、現時点では米国企業が多く、その場合、コンテンツや e コマース取引が米国企業と日本の消費者とで成立することになってしまう。日本において ID 事業者が生まれる環境を整備することは喫緊の課題であると考え。リスクばかりに目を向けていると、ID 分野は米国企業におさえられてしまう懸念がある。(オブザーバ)
 - ← 国際的に対抗すると言っても、EU には電子商取引指令があるなど、アメリカとは違うルールを持つ地域もある。EU などにおいて個人情報保護の関係でどこまでが許されているのかを整理しておかないと、つまはじきされかねないのではないか。(構成員)
- 個人情報の預り方やオペレーション、破たんした際にどう対応するかを考えておく必要がある。
 - 参考資料(資料 6-4) P 29 の携帯電話のユーザ ID の一般サイトへの通知の仕組みに関連して、携帯電話番号を入力すれば有料で個人情報を入手できるというサイトが存在している。ユーザ ID の通知が容易であることによって、悪意をもった業者やユーザの不注意によるトラブルが既に存在しているということはないのか。(構成員)
 - ← 詳細については調査した上で回答したいが、現状では大きな問題はないと認識している。(オブザーバ)
- 個人情報の漏えいによる実害は少ないのではという意見もあるかもしれないが、漏えい後に実際に対応している立場からすると、事後の対応の苦労は並大抵のものではない。実害がなく何とかなるという甘い状況ではない。(構成員)
 - ← 個人情報の漏えいにまったく問題がないと考えているわけではない。チャージバックなど漏えいや悪用のリスクを事業者が負う形となっている例がある。(オブザーバ)
- 資料 6-3 の趣旨としては、現在の認証基盤をシステムとして連携させていくという議論と、ID 情報をどのように管理していくかという議論は、別個のものとして考えてご議論いただきたい。(事務局)
- ユーザーによっては、実害がないとは言っても、通信のログなどプライベ

ートな情報と氏名が結びつくこと自体に抵抗感を持っている。利便性が低くても、プライバシーにかかわる情報と氏名を切れる仕組みを選択可能にしていきたい。(構成員)

- 資料6-3はIDポータビリティの必要性や実現方策を今後検討しようという趣旨と理解しており、現時点で曖昧なことの議論に終始するべきではないのではないかと。プラットフォームの連携強化の一番よい形をこれから考えていくということが重要なのではないかと。それに向けて、民での議論を後押しすることが、この研究会の目的だと理解している。(構成員)
- 資料6-3で示された検討の方向性は間違っていないと思う。この研究会は、個人情報だけを掘り下げて議論する場ではないのではないかと。まだ何も決まっていなかった中では、自己規制をして事前対応を厚くしすぎず、具体的なイメージを持って議論を進めるべきだと考えている。(構成員)
- 現在ある認証基盤の相互のインターフェースを整合的に構築したがゆえに、認証基盤への新しい技術や仕組みが登場しにくくなるということがないようにする必要がある。
プラットフォームに決済・課金機能が現在よりもダイレクトに加わるようになると、金融システムの安定性や規制とのオーバーラップが生じることとなるので、整理が必要。
認証・課金機能に議論が集中しているが、プラットフォームのアグリゲート機能も今後重要性が増すと考えられる。(構成員)
- NGN、モバイルネットワークを世界に先駆けてシームレスに利用可能になるという日本のアドバンテージを活用して、日本のユーザ、産業界が利益を得ることができるためにはどのような環境整備が求められるか議論を深めるべき。(構成員)
- 資料6-3では、モバイルビジネスに関する部分と、モバイルと固定の市場統合化の部分とに分かれている。前者では認証機能及び課金機能について、後者では認証基盤についてのみ言及している。モバイルビジネスでは両機能を携帯電話事業者が担っており、担い手を多様化する余地の可能性について議論している。一方、モバイルと固定の市場統合化に関しては、認証機能と課金機能を切り離れた議論を行うことが可能だと考えている。次回会合に向けて、この点について整理した資料を用意させていただく。(事務局)
- 資料では網羅的な整理がなされているが、何を行政が行うべきかという視点に立ち、有効な政策手段のある分野への絞り込みと実現手段について議論を深める必要があるのではないかと。その際、しっかりとした原則を事前規制ではない形で立てるとともに、具体的なシナリオに基づいて議論を深めていきたい。(オブザーバ)

- 欧米では、事業者・ユーザそれぞれにとってある程度納得できるID管理の原則について議論が深められている。やりすぎる必要はないが、ある程度の範囲で政策的検討をしっかりと行うことが重要。(構成員)

6 今後の予定

本日の議論に関する追加の意見等を事務局にて取りまとめ、今後の議論の参考とすることとした。

また、次回会合については、9月9日(火)に行うこととし、詳細については追って事務局より連絡することとした。

以 上